

公益財団法人 岩手県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://iwate-sports.or.jp/iasa/index.html>

原則	審査項目	自己説明
〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	第2期岩手県スポーツ推進計画と連動し、「スポーツの推進による県民誰もが健やかで輝く岩手の創造」を目指すとともに、本協会の目的を達成するため、中長期計画の策定に向けて検討中である。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	協会及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備している。協会倫理規程第3条に「定款第3条に規定する目的を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない」としている。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、組織運営に必要な一般的な規程を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人業務に関する各種規程等を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	法人の役職員の報酬等に関する規程及び事務局職員の給与を定める給与規程を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第4章において、本協会の資産及び会計について定めているほか、法人の財産に関する各種規程を整備している。

原則	審査項目	自己説明
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	公益財団法人が準拠すべき法律に従い、財政的基盤を整えるための規程を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	代表選手の選考にあたっては、加盟団体である各競技団体が選考基準を作成し、選考をを行う。本協会においては、各競技団体から選考された代表選手を選手強化委員会において承認している。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	各競技団体役員等に対して年1回コンプライアンス教育（スポーツ・インテグリティ研修）を実施している。また、各競技団体主催における、役員等へのコンプライアンス教育の実施について、補助金にて支援している。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	国スポ監督・指導者等に対して年1回コンプライアンス教育（スポーツ・インテグリティ研修）を実施している。選手に対しては、県主催の「国スポ結団壮行式」において実施している。また、各競技団体主催における、指導者・選手へのコンプライアンス教育の実施について、補助金にて支援している。

原則	審査項目	自己説明
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づき、業務を進めている。 会計に詳しい者(税理士)を監事として選任しているほか、必要に応じて補助事業主の監査等の検査を受けている。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	財務情報等について、ホームページにおいて開示している。
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	代表選手の選考にあたっては、加盟団体である各競技団体が選考基準を作成し、選考を行う。本協会においては、各競技団体から選考された代表選手を選手強化委員会において承認し、公表している。
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等は、令和3(2021)年4月から開示しており、当協会のHPで継続して開示していく。

原則	審査項目	自己説明
〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟団体に対して、ガバナンス等の研修会を実施し、指導・助言等を行っている。また、加盟団体規程により加盟団体に対して毎年6月末までに事業の状況を報告することを規定している。
〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	加盟団体対象の研修会を各競技団体対象に年3回、市町村体育・スポーツ協会を対象に年1回開催し、様々な情報提供やガバナンスの確保、コンプライアンスの遵守等について、指導・助言を行っている。